

船舶事故等調査報告書

平成21年6月25日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008門第77号	
事故等名	旅客船フェリーふく彦運航不能(機関損傷)	
発生年月日時刻	平成20年10月9日13時00分ごろ	
発生場所	山口県下関市彦島迫町地先の関門海峡フェリー岸壁 (概位 北緯33° 55.6′ 東経130° 54.0′)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年3月12日門司・地方事故調査官が船舶所有者から修理見積書等 を入手、年4月8日、9日整備業者及び機関長から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報 船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	旅客船 フェリーふく彦 680トン 134606 関光汽船株式会社(船舶借入人 関門海峡フェリー株式会社) ディーゼル1基(1,250kW)	
乗組員等に関する情報	機関長 一級海技士(機関)	
負傷者	なし	
損傷	主機遠隔操縦装置の操縦位置切換え弁のパッキン等が劣化	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、運航を再開するため、機関長が主機を機関室で始動して遠隔操縦位置を操舵室に切換え、船長がクラッチハンドルを前進位置にしたところ、平成20年10月9日13時00分ごろ、クラッチが前進に入らずに運航不能となった。 本船は、運航を一時中止して整備業者が点検したところ、前記損傷が判明したので応急修理を施して運航を再開した。 損傷部品は後日新替えされた。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり あり 本インシデント発生時、主機操縦位置切換え弁のパッキン等が劣化していたことから、同弁が作動不良を起こしたものと考えられる。 操縦位置切換え弁のパッキン等は、機関取扱説明書で6～8年毎に取り替えるようになっていたものの、平成7年7月の就航以来取り替えられてない可能性があることから、経年使用により劣化したものと考えられる。 主機操縦位置切換え弁の開放整備が適切に行われていなかった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、主機操縦位置切換え弁のパッキンが劣化して同弁が作動不良となったため、クラッチの遠隔操作が不能となったことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	